

資料 7

# 選挙公営の手引き

## Q & A

(令和8年3月作成)

三種町選挙管理委員会

TEL 0 1 8 5 — 7 4 — 6 4 2 2 (直通)

# — 目 次 —

## (1) 総論

【Q 1】 公費負担の対象	1
【Q 2】 契約書の作成	1
【Q 3】 契約する金額	2
【Q 4】 公費負担の金額	2
【Q 5】 情報公開の対象	2
【Q 6】 届出書類に誤りがあった場合	2
【Q 7】 書類の保管(1)	3
【Q 8】 書類の保管(2)	3

## (2) 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)

【Q 9】 公費負担の対象	3
【Q 10】 複数台を借入れる場合の公費負担の対象	3
【Q 11】 装備品等の付帯料金(1)	4
【Q 12】 装備品等の付帯料金(2)	4
【Q 13】 初日と2日目以降で借入金額が異なる場合	4
【Q 14】 選挙運動期間前からの借入れ	5
【Q 15】 契約書に記載する借入期間	6
【Q 16】 月極(1ヶ月)契約による借入れ	6
【Q 17】 レンタカー許可業者以外からの借入れ	6
【Q 18】 親族からの選挙運動用自動車の借入れ	7
【Q 19】 選挙運動用自動車の借入額	8
【Q 20】 ハイヤー契約(一括契約)	8

## (3) 選挙運動用自動車の使用(燃料の供給)

【Q 21】 公費負担の対象	8
【Q 22】 選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	8
【Q 23】 給油量、給油金額の記録	9
【Q 24】 2社以上のガソリンスタンドでの給油	9
【Q 25】 投票日の給油	9

#### (4) 選挙運動用自動車の使用(運転手の雇用)

【Q 2 6】 公費負担の対象	9
【Q 2 7】 選挙運動用自動車以外を運転した場合	10
【Q 2 8】 選挙運動期間以外の運転	10
【Q 2 9】 運転手の宿泊代	10
【Q 3 0】 複数の運転手との契約	10
【Q 3 1】 同一日に複数の運転手が運転した場合	11
【Q 3 2】 法人との運転手契約	11
【Q 3 3】 親族が運転した場合の公費負担	11

#### (5) 選挙運動用ポスターの作成

【Q 3 4】 公費負担の対象	11
【Q 3 5】 名刺等の印刷	12
【Q 3 6】 区分することが困難な費用の取扱い	12
【Q 3 7】 公費負担の上限枚数と上限単価	12
【Q 3 8】 公費負担額の計算方法	13
【Q 3 9】 作成するポスターの上限枚数	13

#### (6) 選挙運動用ビラの作成

【Q 4 0】 公費負担の上限枚数と上限単価	14
【Q 4 1】 公費負担額の計算方法	14

## (1) 総論

### 【Q1】

選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

### 【A1】

次の費用が公費負担の対象となります。ただし、供託金を没収された候補者は、次の①～③については公費負担を受けることができません。(④は公選法上の制度のため無償)

#### ①選挙運動用自動車の使用

(ア) ハイヤー契約に基づく場合(運転手雇用、燃料代を含む一括契約)

◆自動車の一括契約に係る費用

(イ) ハイヤー契約に基づかない場合(別々に契約する場合)

◆自動車の借入費用(レンタカー契約)

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※同日に両方の契約がある場合、(ア)と(イ)のいずれか一方を選択します。

#### ②選挙運動用ポスターの作成

#### ③選挙運動用ビラの作成

#### ④選挙運動用普通葉書の郵送

※①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

### 【Q2】

公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

### 【A2】

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

①有償契約であること。

②契約期間の記載があること。

③契約金額(内訳金額を含む)の記載があること。

- ④車両が特定(車種、登録番号等)されていること。
- ⑤契約年月日の記載があること。
- ⑥借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等を取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えありません。

### 【Q 3】

「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題ありますか。

### 【A 3】

条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度なので、契約内容(金額、数量)の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

### 【Q 4】

選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

### 【A 4】

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担しますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなります。

### 【Q 5】

町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となりますか。

### 【A 5】

町に提出された公費負担に係る関係書類は、原則、全て情報公開の対象(印影など一部非開示部分あり)となります。

### 【Q 6】

公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

【A 6】

届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を町選挙管理委員会に届け出る必要があります。

【Q 7】

公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

【A 7】

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票(写し)の添付が義務付けられています。

【Q 8】

選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しい。

【A 8】

契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となります。納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類であり、特に、選挙運動用自動車の燃料代の請求時については、後段の(3)選挙運動用自動車の使用(燃料の供給)の【Q 2 3】を参照ください。

## (2)選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)

【Q 9】

公費負担の対象となるのはどのような自動車か。

【A 9】

主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となります。

【Q 10】

選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるが、3台とも公費負担の対象になりますか。

【A 10】

公費負担対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

### 【Q 1 1】

レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。

(例)付帯料金

免責補償料(任意加入)

特別装備料(予備バッテリー)

装備品使用料(ルーフキャリア)

保険補償以外のサービスに係る保険料

### 【A 1 1】

公費負担の対象は、車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償(対人、対物等の保険)の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

### 【Q 1 2】

レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入れ代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となりますか。

### 【A 1 2】

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象なりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

### 【Q 1 3】

選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算

出すればよいか。

例：基本料金(初日24時間まで) 12,000円  
 (2日目以降1日につき) 8,000円

<例> 契約期間4/19～4/27(9日間)の場合(契約金額76,000円)

※令和8年三種町長選挙及び三種町議会議員選挙日程を参考

月日	4/19	4/20	4/21 告示日	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26 選挙 期日	4/27
選挙運動期間			← 選挙運動用期間(5日間) →						
借入期間契約等			← <u>公費負担請求可能期間(5日間)</u> →						
	← 実際の借入期間(9日間) →								
基本料金	12,000	8,000	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	8,000	8,000

【A13】

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の4/21～4/25までの5日分の基本料金の合計金額40,000円(8,000円×5日)が公費負担の対象となります。 ※公費負担の1日あたりの上限額は、16,100円

【Q14】

選挙運動期間前から借入れしたが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することはできますか。

【A14】

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期

間です。したがって、選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

#### 【Q15】

選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

#### 【A15】

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載するものです。ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入れ代金は公費負担の対象外となります。

#### 【Q16】

月極(1ヵ月)契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなりますか。

(例)月極契約金額 150,000円(契約期間30日間)

#### 【A16】

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっているため、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなります。

しかしながら、1ヵ月で〇〇万円といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

したがって、事例の場合は、契約金額150,000円を契約日数の30日で除して算出した1日あたりの金額5,000円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となります。

#### 【Q17】

レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡しできないと聞きましたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許

可業者以外の者から借りることはできないのですか。

【A17】

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

- ①候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。)からの借入れ
- ②ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)

契約の相手方は、一般的にはレンタル業者ですが、候補者の知人等が所有するマイカーを借りる場合でも契約できます。なお、当該契約に係る業務が反復、継続的なものでないなど、業として行うものでないものについては、国土交通大臣の許可は不要となっています。

一方、道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸渡してはならない」と規定されています。

当該許可を受けていないものと契約する場合、貸主の状況(例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど)によっては、道路運送法第80条に抵触する恐れがあるので、契約時に貸主の貸渡し状況を確認し、事前に運輸局を確認することを推奨します。

※道路運送法(抜粋)  
(有償貸渡し)

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りではない。

- 2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならぬ。

【Q18】

自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となりませんか。契約は締結しています。

【A18】

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族です。

【Q 1 9】

レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのでしょうか。

【A 1 9】

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であることから、契約内容(金額、数量)の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

なお、レンタカー業の許可業者でない者から借入れする場合には、**(2)選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)** Q 1 7を参照下さい。

【Q 2 0】

選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はありますか。

【A 2 0】

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

### (3)選挙運動用自動車の使用(燃料の供給)

【Q 2 1】

選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

【A 2 1】

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限(7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額)を比較していずれか低い方の金額となります。

【Q 2 2】

選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

【A 2 2】

選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象となりません。

【Q 2 3】

燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいのでしょうか。

【A 2 3】

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番(4桁部分)、④給油金額が記載されていることが必要です。

【Q 2 4】

2社のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできますか。

【A 2 4】

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。(2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。)

3社以上でも同様ですが、それぞれの事業者との燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となります。

【Q 2 5】

投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか。

【A 2 5】

公費負担の対象は、選挙運動期間内(告示日から投票日前日まで)となるため、公費負担の対象となりません。

#### (4)選挙運動用自動車の使用(運転手の雇用)

【Q 2 6】

選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのでしょうか。

【A 2 6】

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用(報酬)であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。(1日あたりの上限額12,500円)

なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象と

なります。

【Q27】

契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となりますか。

【A27】

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。したがって、契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象なりません。

【Q28】

選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

【A28】

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象なりません。

【Q29】

契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

【A29】

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は、公費負担の対象なりません。

【Q30】

選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

例) 選挙運動期間 4月21日～4月25日(5日間)

A氏 4月21日～4月23日までの3日間で運転契約

B氏 4月24日～4月25日までの2日間で運転契約

【A30】

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となります。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となります。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要があります。

しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

【Q 3 1】

同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになりますか。

【A 3 1】

公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象とはなりません。2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

【Q 3 2】

選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となりますか。

【A 3 2】

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

なお、ハイヤー契約(道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約)の場合は法人と契約ができます。(2)選挙運動用自動車の使用(自動車借入れ)〔Q 2 0〕参照

【Q 3 3】

選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

【A 3 3】

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族です。

## (5)選挙運動用ポスターの作成

【Q 3 4】

選挙運動用ポスターの作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

【A 3 4】

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

ただし、金額、作成枚数には上限があります。（(5)選挙運動用ポスターの作成〔Q 3 7〕参照。）

【Q 3 5】

選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったのですが、あわせて公費負担の対象費用となりますか。

【A 3 5】

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはなりません。

【Q 3 6】

イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難です。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいでしょうか。

【A 3 6】

本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となります。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられます。

【Q 3 7】

公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はありますか。

【A 3 7】

上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出します。

上限枚数の算出方法は次のとおりです。

$$\text{上限枚数} = \text{当該選挙区のポスター掲示場数} \quad 114 \text{ 枚} \\ \text{(令和8年3月現在)}$$

また、上限単価の算出方法は次のとおりです。

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times 114\text{箇所}}{114\text{箇所(ポスター掲示場数)}} = 3,362\text{円}$$

(1円未満の端数は切上げ)

**【Q38】**

ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

**【A38】**

上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけ合わせたものとなります。

具体的には次のとおりです。

〔例〕

- |       |      |       |        |
|-------|------|-------|--------|
| ①上限枚数 | 114枚 | ②上限単価 | 3,362円 |
| ③作成枚数 | 150枚 | ④作成単価 | 2,500円 |

《正しい計算方法》

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①と③で少ない方・・・114枚(A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

②と④の少ない方・・・2,500円(B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じます。

(A)×(B) = 285,000円

《誤った計算方法》

「上限枚数×上限単価」で算出される額383,268円(114枚×3,362円)を上限額と誤解し、375,000円(150枚×2,500円)を公費負担額と誤って算出。

**【Q39】**

選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。

**【A39】**

ポスター作成枚数については、法令上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、Q37のとおり、上限枚数が定

められています。なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものです。

## (6) 選挙運動用ビラの作成

### 【Q40】

公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はありますか。

### 【A40】

公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じです。

- ◆上限枚数 町長選 5,000枚  
町議選 1,600枚
- ◆上限単価 8円38銭/枚

### 【Q41】

作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

### 【A41】

上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけ合わせたものとなります。

具体的には次のとおりです。

〔例〕町議選の場合

- ①上限枚数 1,600枚      ②上限単価 8円38銭
- ③作成枚数 1,650枚      ④作成単価 8円

### 《正しい計算方法》

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①と③で少ない方・・・1,600枚(A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

②と④の少ない方・・・8円(B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じます。

(A)×(B)=12,800円

《誤った計算方法》

「上限枚数×上限単価」で算出される額14,128円(1,600枚×8円38銭)を上限額と誤解し、13,200円(1,650枚×8円)を公費負担額と誤って算出。